KFA 第 26 回 熊本県フットサルリーグ 大会要項

KFA 第 26 回 熊本県フットサルリーグ(1 部・2 部共通)大会要項

1.主催

　一般社団法人 熊本県サッカー協会

2.主管

熊本県フットサル連盟

3.後援

未定

4.協賛

未定

5.協力

株式会社ウィンスポーツ

6.開催期間

2022 年 6 月から 2023 年 3 月まで(予定)

7.会場 ウイングまつばせ、大矢野総合体育館、 他

8.表彰

各リーグ優勝・準優勝チームおよび最優秀選手・得点王・ベスト 5 に賞状を授与する。

9..参加チーム

1 部リーグ 8 チーム・2 部リーグ 6〜8 チーム(予定)

10.参加資格

〇2022 年度公益財団法人日本サッカー協会フットサルチーム登録を行った 16 歳以上(ただし高等学校在 学中の選手にはこの年齢制限を適用しない。)の選手により構成され、熊本県フットサル連盟へ登録された チームであること。

〇第 1 項のチームに登録された選手であること。また、選手は各地域(九州リーグを含む)のフットサルリ ーグ及び連盟加盟の他チームと登録が重複していない者、熊本県フットサルリーグ(1 部、2 部、地域)で 他チームと登録が重複していない者に限る。違反のあったチーム及び選手については、熊本県フットサル連 盟及び熊本県サッカー協会規律・フェアプレー委員会で協議し、熊本県サッカー協会の裁定に従うものとす る。

〇第 1 項の定めるチームには、1 チームあたり 4 名までの外国籍選手の登録を認める。ただし、当該外国籍 選手は、IFTC(国際フットサル移籍証明書)により移籍が完了し、出入国管理および難民認定法に定める 在留資格を取得しているものとする。なお、外国籍選手はピッチ上に 2 名を超えて同時にプレーすることは できない。

〇参加申込書・本大会登録票の写し、保険加入証明書の写しを会場へ持参していること。

〇選手は、試合出場に際し、日本サッカー協会の発行する電子登録証の写し(写真貼り付けによる顔の認識ができるもの)を原則持参しなければならない。ただし電子登録票(以下「選

手証」という)により、確認が取れれば出場を認める。
〇チームの責任において傷害保険に加入していること。
〇フットサル審判員の資格を有するものが年間を通して、チーム内(役員、選手)4 名以上おり、試合当日に 2 名以上の有資格者を必ず出せること。(前期の間に 4 名以上揃えること、揃えれなかった場合、ペナルティーポイント加算の対象とする。)
3 級審判認定講習会を年度内に実施。各チーム 1 名以上の 3 級審判有資格を取得すること。1 部に関しては、3 級審判資格者が所属(役員または選手)していること。3 級審判資格者(自チームの役員または選手)がシーズンを通して 3 試合以上審判活動ができること。
〇次年度 1 部リーグ昇格を希望する 2 部チームは F3 級保持者がチームに 1 名以上いる事を前提として 3 級 新規講習を受講する事。(2022 年度より、F3 級保持者が 1 名以上チーム内に所属していないと、1 部には参加不可とする)
11.参加申込
1 参加申込書に記載しうる人員は、選手に上限は設けないが役員は 10 名を上限とする。
2.参加チームは、所定の参加申込書及びプライバシーポリシー同意書などの書式に必要事項を全て記入の上申込むこと。
3 申込締切日 データ 2022 年 5 月 1 日(日)
(データ締切日以降の変更、追加は開幕戦の 1 週間前まで可能。それ以降の変更は認めない。) データ:大会登録表、審判登録リスト、メンバー提出用紙、プライバシーポリシー同意書、連盟加盟申込書
※ 期日厳守にてメール送付すること、期日超過した際はペナルティーポイント加算対象となります。
・申し込み先
フットサル委員会 事務局 futsal@kumamoto-fa.com
理事長 taka06black1983@gmail.com
上記 2 箇所に送信すること。
12.参加料等
参加料下記の通りにする。(夏場の冷房代、審判謝金含む)
1 部リーグ:¥110000-
2 部リーグ:¥110000-
※今季のみの金額です
参加料は指定された口座に納めること。 なお振込先・納入期日は以下の通りとする。(振込の際は、先にチーム名を明記。)
肥後銀行 普通 浜線支店
名義 一般社団法人熊本県サッカー協会(イッパンシャダンホウジンクマモトケンサッカーキョウカイ)
口座番号 208571

振込名は「チーム名 0612」を必ず記入する。 大会参加料は分割にいたします。

1 回目 5 月 13 日(金)までに ¥50000-
2 回目 7 月 15 日（金）までに¥60000-
納入する事、支払いが無かったチームに関してはペナルティーポイント加算の対象となります。
(支払いは分割で統一致します)

13.追加登録 追加登録申請に関しては以下のようにする。
1 F 番記入の登録用紙を連盟事務局へメールで送付、受理日を 1 日目として 8 日目よりリーグへ出場可能。
2 F 番が未記入での申請の場合、仮受付とし、3 日以内に F 番記入の正式な申請を連盟事務局へメールで送 付。本申請が 3 日以内に行われなかった場合、仮受付は無効とし、再度申請をする。その際、再申請した
受理日を 1 日目とする。
3 選手追加の場合は追加申請書をデータで提出すること。(写真は認めない)
4 役員追加に関しては追加申請書を提出すること。申請の期限は設けない。
5 移籍については、追加登録と同様の手続きとする。
6 追加登録については、11 月 23 日(水)までに追加申請受付・登録完了した選手のみ出場可能とする。(平成 18 年 6 月 7 日、日フ連第 85 号、フットサル登録に係るリーグの追加登録(新規・移籍)の改正についてによる。)
7 登録抹消された役員の再登録は認めない。
14.競技方法
1 部 未定 2 部 未定
15.試合時間
1 ピリオド 20 分・ハーフタイム 10 分・2 ピリオド 20 分(プレーイングタイム)同点の場合、引き分けにて終了
16.競技規則 大会実施年度の公益財団法人日本サッカー協会フットサル競技規則による。
17.ユニフォーム等
1 ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ソックス)は正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニ フォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること。(フィールドプレーヤー、ゴールキーパーと も。)
2 チームのユニフォーム(ゴールキーパーのユニフォームを含む)のうち、シャツの色彩は審判員が通常着 用する黒色と明確に判別しうるものでなければならない。（熊本県リーグにおいては、シャツに関して黒および紺などの暗色は認めない)
3 シャツの前面、背面に参加申込書に登録した選手固有番号を付けること。ショーツにも付

けることが望ましい。
4 選手番号については 1 から 99 までの整数とし、0 は認めない。1 はゴレイロのみとする。必ず本大会参 加申込書に記載された選手固有の番号を付けること。
チーム名:申込書と同一のもの
5 パワープレーを行うチームのフィールドプレーヤーは、自チームのゴールキーパーと同一のシャツに当該選手の固有番号を付けること。(縫い付けでも可とする)
6 ユニフォームの色、選手固有番号の参加申込締切日以降の変更は認めない。
7 ユニフォームへの広告表示については、公益財団法人日本サッカー協会『ユニフォーム規程』に基づき、 承認された場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の 経費は当該チームにて負担することとする。なお、県サッカー協会へ提出したユニフォーム広告承認申請の 写しを携帯しておくこと。
8 その他、ユニフォームに関する事項については、本協会のユニフォーム規程(2016 年 4 月 1 日施行)に則 る。ただし、今回の規程で追加・変更となった内容のうち、以下は 2019 年 3 月 31 日まで旧規程による運用 を許容する。 第 5 条〔ユニフォームへの表示〕※該当のみ抜粋 ・GK グローブ・キャップへのチーム識別標 章・選手番号・選手名の表示 ・両肩・両脇・両袖口・両腰脇・両裾に表示できる製造メーカーロゴマークの 幅（10cm から 8cm に変更）・同一の製造メーカーロゴを帯状に配置する場合のロゴマーク間の距離その他 の事項については公益財団法人日本サッカー協会『ユニフォーム規程』に則る。
9 シューズは、靴底の設置面が飴色・白色・透明のフットサル用シューズのみ使用可能とする。(スパイク シューズ及び靴底が着色されたものは使用できない。)違反があった選手は、当該試合の出場は認めないも のとする。
10 張番をする場合、必ず当該試合の主審に確認を受けること。確認は、試合開始 30 分前までとする。
18.選手数
キックオフ時に 3 名に満たない場合は棄権扱いとする。
19.警告・退場について
警告を累積 3 回受けた選手は、次の 1 試合は出場停止とする。また退場処分を受けた選手は、次の 1 試合は 出場停止とし、以後の処置は大会規律・フェアプレー委員会で決定する。なお、対象となる試合は当リーグ の他に、熊本県フットサル連盟が主催もしくは主管する大会(全日本フットサル選手権熊本大会)とする。 九州各県決勝大会まで県リーグの警告・退場は持ち越される場合もある。
20.棄権の扱い
棄権をしたチームは、当該試合の対戦スコアを 0 対 5 の敗戦とし、それ以降の試合も 0 対 5 の敗戦とする。（コロナウイルスによる棄権と判断された場合は、当該試合のみ不戦敗とする）
21.勝点 勝=3 点、分=1 点、負=0 点

22 .順位
 勝ち点が同じ場合の順位決定方法は、下記のとおりとする
1 勝点、
2 全試合の得失点、
3 全試合の総得点数、
4 当該チーム同士の対戦結果、
5 フェアープレーポイ ント、
6 抽選の順に決定する。
フェアープレーポイント(下記のポイントがより少ないチーム)
(ア) 警告 1 回・・・1 ポイント
(イ) 警告 2 回による退場・・・3 ポイント
(ウ) 退場・・・3 ポイント
(エ) 警告 1 回に続く退場 1 回・・・4 ポイント
23.九州各県フットサルリーグ決勝大会出場権
本リーグの 1 部リーグ優勝チームは、九州各県フットサルリーグ決勝大会の出場権を得ることができる。 開催日 2023 年 2 月 4 日(土)5 日(日)※予定
開催県 熊本県
24.入替
2 部優勝チームは自動昇格。1 部最下位チームは自動降格。
2 部 2 位 3 位チームは 1 部 7 位 6 位チームと入れ替え戦。(コロナウイルス拡大により、リーグが中断または続行できないと判断された場合は、理事会を開き検討する)※理事とはリーグ参加各チーム代表者の事を言う。
25.運営委員
各チームは、リーグ運営委員を 1 名選任しなければならない。運営委員は、熊本県フットサル連盟からの指 示に従い大会運営を行うものとする。運営委員は所属選手の援助により会場の設営や大会運営、並びに撤去 を行うこと。
26.運営会議 運営会議は通常行わないが、必要な場合はリーグ運営委員長より召集され随時開催することとする。
27.その他
 1 各試合の 60 分前に両チームの代表者(監督)、審判員及びマッチコミッショナーとのマッチコーディネ ーションミーティング(MCM)を行う。MCM においてメンバー提出用紙の回収、選手証確認(紙に印刷さ れているもの)、ユニフォームの決定、諸注意事項の説明などを行う。なお、MCM には必ず監督が出席する こと。監督不在の場合は、役員登録者のみ出席できるものとする。その際は、必ず MCM の際に理由を報告 すること。ただし、申

し出がなく監督が会場にいながらも MCM に参加しなかった場合、監督はベンチ入り はできないものとする。

2 ベンチに入ることができる人数は、役員 4 名以内(役員登録された者に限る)及び選手 14 名以内(スターティングメンバーを含む)の合計 18 名以内とする。
3 競技中交代要員選手はユニフォームの色と異なるビブスを必ず着用すること。
4 試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあ るチームは 0 対 5 またはその時点のスコアがそれ以上であれば、そのスコアで敗戦したものとみなす。
5 本大会の規律委員会は、主催及び主管団体の代表者複数名により構成される。
6 試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁償するものとする。器物 を破損した場合、必ず申し出ること。併せて、場内外で負傷が発生した場合は、当該チームが処置をし、 熊本県フットサル連盟は一切の責任も負わない。 申し出がなく破損が発覚した場合、破損発覚日に試合を実施した全チームへ破損箇所の修理代を請求する場合もある。
7 チームは一般的なマナーを遵守すること。指定場所以外でのでの喫煙・運営担当試合オフィシャルにふさ わしくない服装・行為は厳しく対処する。また、コート内(フロア内)での飲食は一切禁止とする(試合 時の飲水のみ可とする)
8 ピッチ・ベンチ・本部にはチーム登録者、フットサル連盟関係者、報道関係者(許可を得た者)以外の立 ち入りを禁止する。
また、応援者は指定された場所にて応援すること。運営の妨げになるような応援・横断幕等の提示・誹謗中 傷等の行為があった場合、その応援者を退場させ、当該チームに関しても注意勧告を行う。改善がない場合 はチームに対しての処罰を行う場合もある。
9 熊本県フットサルリーグに加盟しているチームは、年度途中にリーグを脱会することはできない。次年 度解散する場 合は、2023 年 2 月末日までに事務局へ書類をもって提出する義務を持つ。
10 熊本県フットサル連盟規約及びリーグ要項に違反した行為等が生じた場合は、熊本県フットサル連盟の裁定に従わなければならない。
11 参加チームは熊本県サッカー協会及び熊本県フットサル連盟が主催、主管する大会・九州サッカー協会及 び九州フットサル連盟が主催、主管大会のスタッフ・イベント大会時には参加チームとして協力する義務を負う。
12 参加チームは別紙のとおり割り振りしてある大会への運営スタッフとしての協力をすること。
13 本要項に記載なき事項を代表者会議の際に決定することもある。
14 新型コロナ感染症に関する連盟の指示には従うものとする。